

平成30年12月1日【第119号】

ふじさき 社協だより

ふれあいネットワーク
社会福祉法人
藤崎町社会福祉協議会

〒038-1214
藤崎町大字常盤字富田70-1
(常盤老人福祉センター内)
☎65-2056 FAX69-5262
✉e-mail: info@fujisakishakyo.or.jp



常盤地区 民生委員児童委員

今回は、十一月二十二日に行われた常盤地区の一人暮らし高齢者昼食会において、調理ボランティアとして活動していただいた常盤地区民生委員児童委員の方々をご紹介します。

常盤地区の女性民生委員児童委員の方が調理ボランティア代表 高木能子さん・水木として登録していただいております。

調理に関しては皆さんベテランがそろっており、今回も高齢者が親しみやすい山菜を使った料理が提供され、参加者も大変喜んでいました。

民生委員の方々は、日頃から一人暮らし高齢者の安否確認や相談ごとに対応するなどの活動を通して参加者とも顔なじみで、大変よい雰囲気の中で、昼食会を開催することができました。

ご協力ありがとうございました。

◆ いきいきふれあいサロン開催日程 ~ 地域の憩いの場としてご利用下さい ~

町内の65才以上の方を対象に、生きがいがつくりや仲間づくりを目的として行っています。

■いきいきふれあいサロンで何をしますの？

- ☆参加者の血圧チェックと簡単な体操やゲーム
- ☆ボランティアの方が調理してくれた汁物で昼食
- ☆おにぎりを持ってご参加下さい。



月日	地区	場所	月日	地区	場所
12/5(水)	館川町・本町	館川町集会所	1/9(水)	中野目	中野目長寿館
12/6(木)	俵外・下俵外	俵外集会所	1/10(木)	柏木堰	柏木堰集会所
12/12(水)	西野目・龜岡・吉向	西中野目生活センター	1/16(水)	木挽町・横町	ふれあいずーむ館
12/19(水)	曲新田・仲町	曲新田集会所	1/17(水)	中島・小畑・矢沢	平成会館
12/20(木)	水木	水木ふるさとセンター	1/23(木)	林崎	林崎研修センター
			1/30(木)	三ツ屋	三ツ屋老人憩の家

【送迎サービス始めました】

歩行が困難な方に対して、各地区の指定場所より集会施設まで送迎をしています。詳細は社協まで。

◆ 心配ごと相談所の開設『財産・相続・土地・金銭・生活』に関する相談所

日常生活や病気、多重債務などの経済的な問題にも、社協相談員・保健師・司法書士が対応します。

◇社協心配ごと相談所◇ 時間：午前9時から正午まで

月日	曜日	相談種別	相談員	場所
12月5日	水曜日	※12月5日は、人権・行政合同相談日 ※9:00~15:00		
12月12日	水曜日	一般相談	社協相談員	常盤老人福祉センター 藤崎老人福祉センター
12月19日	水曜日	一般相談 こころの健康相談	社協相談員 司法書士、保健師、社協相談員	常盤老人福祉センター 藤崎老人福祉センター
12月26日	水曜日	一般相談	社協相談員	常盤老人福祉センター 藤崎老人福祉センター
1月9日	水曜日	一般相談	社協相談員	常盤老人福祉センター 藤崎老人福祉センター
1月16日	水曜日	一般相談 こころの健康相談	社協相談員 司法書士、保健師、社協相談員	常盤老人福祉センター 藤崎老人福祉センター
1月23日	水曜日	一般相談	社協相談員	常盤老人福祉センター 藤崎老人福祉センター
1月30日	水曜日	一般相談	社協相談員	常盤老人福祉センター 藤崎老人福祉センター

◇広域法律相談所◇ 時間：午前10時~12時30分 ※事前の予約が必要(1日5件まで)

月日	曜日	相談種別	相談員	場所
12月21日	金曜日	法律相談	弁護士	平川市 碓ヶ間地域福祉センター
1月25日	金曜日	法律相談	弁護士	大鰐町 大鰐町総合福祉センター



※いきいきふれあいサロン・昼食会・社協だより・心配ごと相談所は、一部社協一般会費で行っております。

◆ 藤崎・常盤老人福祉センターからのお知らせ

西豊田温泉・ときわ温泉「お客様感謝デー」開催

☆期間中に回数券を
購入されたお客様へ



入浴券
2枚プレゼント!



実施期間：平成30年12月16日から平成30年12月22日まで

☆お得な入浴回数券（11枚綴り）販売中！

藤崎いきいき手形をご利用の方 1,000円 中 人（6歳以上14歳以下）1,000円
大 人（15歳以上）2,500円 小 人（6歳未満）500円



☆年末年始「営業時間変更のお知らせ」

期間：平成30年12月31日から平成31年1月3日まで

時間：午前7時から午後7時までとなります。



◆ 高齢者等除雪援助事業のお知らせ ~ 高齢で除雪が困難な方を援助します ~

◇対象者（年齢基準日：平成31年4月1日）

- ①70歳以上の一人暮らし高齢者
- ②70歳以上（2人と）の老夫婦世帯
- ※上記①②とも、町内に直系二親等の親族の居住者が居ない方



◇除雪の要件・範囲

- ①おおむね15cm以上の積雪を対象とします。
- ②自宅(玄関先)から自宅前の道路(公道)までが対象で、除雪幅は歩行可能程度
- ③屋根の雪下ろし、屋根からの落雪など生活道路以外の除雪や排雪は対象外

- ◇利用料：無料 ※期間中5回まで
- ◇利用期間：平成30年12月6日(木)~平成31年3月15日(金)
- ◇利用時間：午前8時30分~午後4時

☆利用を希望される方は、各地区の民生委員、福祉課福祉係、社協まで

■問い合わせ先

- 福祉課福祉係 88-8195
- 社 協 65-2056

◆ 善意の寄付 ~ ありがとうございます ~

○仲町歯科医院 院長 佐藤芳明 様

「町福祉発展のために役立ててください。」と5万円を寄付して下さいました。

○千葉アイスクリーム店 千葉みつゑ 様

「社会福祉事業のために役立ててください。」と7,249円を寄付して下さいました。

※寄付金は、社協の福祉基金に積み立てをして、福祉事業に活用します。



◆ 赤い羽根共同募金にご協力ありがとうございました

10月からスタートしました赤い羽根共同募金は、皆様のご協力で大きな成果を上げることができました。皆様からご協力いただいた募金は、約6割が藤崎町へと還元され、町の福祉向上のため役立てられます。

藤崎町では、『障がい者への支援』や『在宅寝たきり高齢者に対する紙おむつ支給事業』などに使わせていただいています。

今回は、皆様からの支援が藤崎町以外でどのように使われているかをご紹介します。



災害等準備金 ~ 災害ボランティアセンターの運営資金 ~

被災地でのボランティア活動を支援するため、毎年共同募金の3%を災害等準備金として積み立てています。共同募金は都道府県の区域を単位に行われている運動ですが、大規模な災害が発生した場合には、都道府県域を超えて全国の共同募金会へ災害等準備金を拠出し、被災地を支援しています。

皆様のご協力が大きな力となっています。



◆ 知って得する「介護保険」 ~ 介護保険を利用するには ~

介護保険適用の介護サービス（ヘルパーやデイサービスなど）を受けるには、市区町村に要介護認定を申請し、要支援1~2、要介護1~5のいずれかの認定を受けなければなりません。

要介護認定の手続きの流れ



○サービスを受けることができる人は？

病気、怪我、認知症などによって、日常生活を送るうえで食事・入浴・排泄の際に介護が必要な方、もしくは家事、身支度などの日常生活上で何らかの支障が生じている方が介護保険サービスの利用を希望する場合に、要介護認定の申請を行います。

介護サービスを受けられるのは原則として第1号被保険者である65歳以上の方です。ただし、加齢によって生じる16種類の「特定疾病」と診断された場合に限り、第2号被保険者である40歳以上64歳以下の方も介護保険サービスの利用ができます。

◆ ご存じですか？「教育支援資金」

◆ 生活福祉資金 ~ 教育支援資金 ~

高等学校・高等専門学校・大学（短期大学を含む）への進学または、在学中のお子さんがある家庭で、低所得世帯を対象に、資金の貸付を行っています。※大学院にかかる費用は対象外です。

《貸付条件》

- 低所得世帯
- 他の貸付制度を利用できない世帯（※母子寡婦福祉資金・町の奨学金制度など）



《修学費》

- 高等学校 月35,000円以内
- 高専・短大 月60,000円以内
- 大学 月65,000円以内



《支度費》

入学金や制服など入学に必要な経費 500,000円以内

◆ シルバー人材センターからのお知らせ

◆ 藤崎町シルバー人材センター会員募集 ~ 除雪作業してみませんか ~

60歳以上の健康な方、冬期間時間に余裕がある方などお気軽にご連絡下さい。65-2056

